

別記様式第二 (昭44建令49・旧別記様式第五繰上、平6建令27・一部改正)

処 分 計 画 書

1 公共施設及びその用に供する土地に関する事項

| 名 称 | 処 分 の 相 手 方 | 処分価額 | 処分の時期 | 管 理 す べ き 者 | 従前の公共施設の名称及びその用に供していた土地の所有者の名称 |
|-----|-------------|------|-------|-------------|--------------------------------|
| | | | | | |
| | | | | | |

2 造成敷地等に関する事項

| 名 称 | 面 積 | 譲受人又は譲受人の選定の方法 | 処分価額 | 処分の時期 | 用 途 | 備 考 |
|-----|-----|----------------|------|-------|-----|-----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |

3 2に掲げる事項のほかに処分後の造成敷地等の利用の規制に関する事項を定めた場合における当該利用の規制に関する事項

4 公募によらない造成敷地等のうち、令第6条第2号ロ(1)又は(2)に掲げる者に譲渡する造成敷地等については、譲受人の資力及び信用に関する事項並びに流通業務施設の建設及び管理の方法等に関する事項

備考

- 1 この処分計画書には、設計図(1,000分の1)を添付し、「名称」の欄は、これと照合できるように記載すること。
- 2 「処分の相手方」の欄には、公共施設の用に供する土地が帰属することとなる者の名称を記載すること。
- 3 公共施設及びその用に供する土地に関しては、「処分価額」の欄は有償で譲渡する場合に、「処分の時期」の欄は法第32条第2項の規定により処分の時期を特別に定める場合に、記載すること。
- 4 「従前の公共施設の名称及びその用に供していた土地の所有者」の欄は、法第32条第1項の規定の適用がある場合に記載することとし、新たな公共施設が従前の公共施設に代わるものであることを示す図面その他の資料を添付すること。
- 5 「譲受人又は譲受人の選定の方法」の欄には、譲受人が特定している場合にはその譲受人を、施行者である者が自ら供用する場合にはその旨を、その他の場合には譲受人の資格要件、募集方法及び選考方法を記載すること。
- 6 この処分計画書には、処分価額の算定の基礎を示す資料及び対価の支払方法を記載した書類を添付すること。